

ダメ！「危険ドラッグ」

「危険ドラッグ」を使用して、車両を運転した場合、**薬物が違法か合法かを問わず**、運転操作に影響があれば下記の犯罪に問われ、逮捕されることもあります。



薬物の影響により、**正常な運転が困難な状態**で自動車(原付含む)を走行させ、人を死傷させた場合



人身事故

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

例えば...

【危険運転致死傷罪】

【罰則】

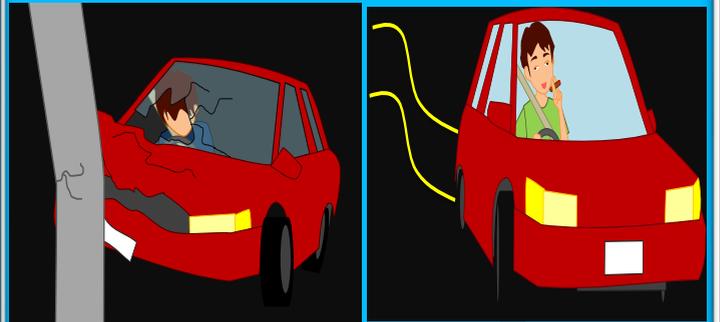
○致死 1年以上の有期懲役

※**最長で20年**

○致傷 15年以下の懲役

運転免許取り消し!!

薬物の影響により、**正常な運転ができないおそれがある状態**で車両等を運転した場合



物件事故

事故を起こさなくても...

道路交通法違反

例えば...

【過労運転等の禁止】

【罰則】

3年以下の懲役

50万円以下の罰金

運転免許取り消し!!

「危険ドラッグ」を**絶対に使用しない!!**

○危険ドラッグを使用した者が、**意識障害やおう吐、けいれん、錯乱**などを起こし、救急搬送されたり、**死亡**したりする事案が全国で相次いで発生しています。

○興味本位で、危険ドラッグに手を出してはいけません。